

令和8年度の給食費に関するお知らせ

○ 給食費及び保護者負担額

給食費は、1年間に必要な金額を11ヵ月(8月を除く)で除したものを、毎月の額としています。

	給食費	市の補助金	保護者負担額
中学校	7,650円/月	3,825円/月	3,825円/月

※ただし、3年生3月の給食回数は特別に少ないため、給食実施回数を1食単価(220円)で乗じた分を3月分給食費とし、2月分とあわせて徴収します。

○ 給食費の返金について

家庭より担任に連続7日間以上の給食停止の連絡の申し出が事前にあったときのみ、申出日を起算日として、次の日から7日目以降の給食を1日220円として日割りで返金します(月額3,825円を超える場合は3,825円)。給食物資の購入を停止するのに日数を要するためです。

例) 令和8年4月14日(火)に、4月15日(水)から

4月30日(木)までの停止を申し出た場合

14日(火)が申出日であり起算日です。

その次の日から数えて、7日目(15.16.17.18.19.20.21)の21日(火)以降の給食費を返金します。

15日~20日までの分は返金できません。

ただし、土日及び29日は祝日のため給食がないので除外し、21.22.23.24.27.28.30の7日分1,540円を返金します。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
		①	②	③	④	
26	27	28	29	30		
	⑤	⑥	⑦			

○ 乳アレルギー生徒の給食費について

大和市では、生乳等による乳アレルギーや乳糖不耐症など、医療機関で除去が必要と診断された生徒を対象に、牛乳等の代金を返金しています。

返金を希望される場合は『飲用牛乳等除去申請書』を学校に提出ください。

※提出は毎年度必要です

※牛乳の好き嫌い等の理由により申請することはできません

※「牛乳等」には、牛乳の代替として提供されるはっ酵乳を含み、はっ酵乳のみの提供はできません

○返金額

- ・月額510円を返金します
- ・月の途中から申請した場合は、受付日から飲用牛乳等を停止し、給食費の返金と同じく、申出日の次の日から7日目以降の牛乳等代を、1日30円として日割りで返金します
- ・就学援助及び生活保護受給者は、申請後は牛乳代等が差し引かれて支給されます

※給食費は、期日を守ってお支払いください

支払期日を守らない件数が増えており、給食物資納入業者への支払に苦慮しております。栄養価の整った給食を提供するためにも、支払期日をお守りください。